

令和 6 年第 5 回上里町議会定例会会議録第 3 号

令和 6 年 9 月 9 日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 （町長提出議案第 37 号）上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第 38 号）上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第 39 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 10 （町長提出議案第 40 号）工事請負契約の締結について
- 日程第 11 （町長提出議案第 41 号）埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
ついて
- 日程第 12 （町長提出議案第 42 号）本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変
更について
- 日程第 13 （町長提出議案第 43 号）令和 6 年度上里町一般会計補正予算（第 3 号）
について
- 日程第 14 （町長提出議案第 44 号）令和 6 年度上里町国民健康保険特別会計補正
予算（第 2 号）について
- 日程第 15 （町長提出議案第 45 号）令和 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算
（第 1 号）について
- 日程第 16 （町長提出諮問第 1 号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について
- 日程第 17 （町長提出認定第 1 号）令和 5 年度上里町一般会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第 18 （町長提出認定第 2 号）令和 5 年度上里町国民健康保険特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第 19 （町長提出認定第 3 号）令和 5 年度上里町介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について
- 日程第 20 （町長提出認定第 4 号）令和 5 年度上里町後期高齢者医療特別会計歳
入歳出決算認定について
- 日程第 21 （町長提出認定第 5 号）令和 5 年度上里町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算認定について

日程第 2 2 (町長提出認定第 6 号) 令和 5 年度上里町水道事業剰余金の処分及び
決算の認定について

日程第 2 3 (町長提出認定第 7 号) 令和 5 年度上里町下水道事業決算の認定につ
いて

出席議員（14人）

1番	石井 慎也 君	2番	伊藤 覚 君
3番	金子 義則 君	4番	戸矢 隆光 君
5番	高橋 勝利 君	6番	飯塚 賢治 君
7番	猪岡 壽 君	8番	齊藤 崇 君
9番	植原 育雄 君	10番	高橋 正行 君
11番	新井 實 君	12番	沓澤 幸子 君
13番	高橋 仁 君	14番	黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	山下 博一 君	副 町 長	島田 邦弘 君
教 育 長	齊藤 雅男 君	総 務 課 長	山下 容二 君
総合政策課長	吉村 貴文 君	保健センター 等複合施設 建設推進室長	戸矢 信男 君
税 務 課 長	間々田 由美 君	くらし安全 課 長	関口 博之 君
町民福祉課長	及川 慶一 君	子育て共生 課 長	間々田 亮 君
健康保険課長	亀田 真司 君	高齢者 いきいき課長	山田 隆 君
道路整備課長	根岸 利夫 君	まちづくり 推進課 長	山中 一朗 君
産業振興課長	岩崎 賢二 君	会 計 課 長	金井 憲寿 君
教育総務課長	望月 誠 君	教育指導課長	櫻井 達夫 君
生涯学習課長	須藤 秀 君	上下水道課長	飯島 博 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	神村 輝行	係 長	荒井 純一
主 査	長谷川 紀江		

◎開 議

午前 9 時 0 分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。



◎日程第 7 町長提出議案第 37 号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第 7 町長提出議案第37号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 皆様、おはようございます。

御提案申し上げました議案第37号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和 6 年12月 2 日から国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、マイナンバーカードと被保険者証の一体化が行われることにより、被保険者証が廃止になることを受けて、国民健康保険法第127条第 1 項から、被保険者証の返還に応じない者に対する規定が削除されることとなりました。

この国民健康保険法の改正を受けまして、本条例においても同様の改正を行うものでございます。

続いて、改正の内容について御説明いたします。

第13条は、罰則を定めた規定でございますが、今回の改正は、この罰則の対象から被保険者証の返還に応じない者を削除するものでございます。

具体的には、第13条中、世帯主の届出事項として規定している国民健康保険法第 9 条第 9 項を第 5 項と改め、または同条第 3 項もしくは第 4 項の規定により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合を削り、その他文言の整理を行うものでございます。

最後に、附則についてですが、第 1 項で施行期日を令和 6 年12月 2 日と定めます。

続いて、第2項で経過措置といたしまして、施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による旨を規定するとともに、今般の改正政令において、施行の日に現に被保険者証を交付されている世帯主が施行の日以降に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例によると規定した上で、当該規定により、なお従前の例によることとされる場合における施行の日以降にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によると規定いたします。

以上で、上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 今の提案で、この前も説明されたんで大体中身は分かっているんですけども、今、自民党の総裁選等が始める前にいろいろ、それぞれの候補者が、自分が総理大臣になったらこうしますと、こういう話をしているんですけども、その中の1つ、この37号に関連する発言を林官房長官が、これは変更するような話をしているんですよ。これは非常に我々国民にとっては、我々議会で、こういう審議を始めるさなかに、こういう発言をされるとするのは非常に困る話です。これが12月に今上程されましたけれども、2日からスタートするということになると、じゃ、それが決まってからそういうことが全部できるのかということになるので、こういう発言については本当に私は思います。今、提案者のほうから、その件について御説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 高橋勝利議員の質問にお答え申し上げます。

確かに、おっしゃるとおり、私もネットニュース等で拝見しておりました。ただ、これは少なくとも御質問の中にもありましたけれども、あくまでも自民党総裁選の一立候補者としての立場でありますし、内閣を代表してのお話ではないというふうに、かように考えております。

ですので、現段階では当然のことながら町に対して、そういった旨の連絡もありませんし、私どもとしてはあくまでも、その政府として決めた方針にのっとって、現段階での業務を粛々と進めていくというのが私どもの考え方でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まずお聞きしたいのは、現在、上里町のマイナンバーカード取得者数とマイナカード、結びつけた方ですね、現状での人数とパーセントについてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

現時点での町におけますマイナンバーカードの取得率、おおむね76%程度になっております。

また、保険証とのひもづけの割合なんですけれども、あくまでも国民健康保険に限ってのお話をさせていただきますと、マイナンバーカード保有者のうちの約79%相当の方がマイナンバーカードと保険証をひもづけている状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうしますと、全体でマイナンバーカードの取得率が76%ということなんですけれども、国保に限ってのマイナカードと言われましたので、国保に限ってのマイナンバーカード取得者が分からないと、このパーセントが分からなくなりますので、それについてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

今、国民健康保険の被保険者数が大体6,300人程度いらっしゃいます。先ほど申し上げたマイナンバーカードの取得率、約76%というところで、国民健康保険の被保険者のうち、マイナンバーカードを所有している方が3,780件程度、そのうちの60%の方が保険証のひもづけをされているということで、合計で……、ひもづけされている方は、ごめんなさい、3,780人程度ですね、なので、現時点でひもづけをされていない方が大体2,500人程度、大体4割程度いる状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 厚生労働省は、マイナ保険証利用促進のための一時金制度の支給を5月から、当初3か月の予定を1か月延ばして、病院や薬局や診療所などにひもづけを促進した場合に支援金というんですか、支給金を出すということで、マイナカードとの結びつきを進めてきたと思うんですね。ですので、私自身は、いろいろ調べてみましたけれども、全国のマイナ保険証の6月の利用状況が9.9%だったんですね。そういう厚生労働省が国民の税金をつぎ込んで、何としてもマイナンバーとのひもづけを増やそうということで躍起になってやって、一体どのぐらい利用状況が伸びているのか、そのことについて、上里町で5月からそういうことをやっていますので、その時点と現時点の利用状況というのはどのぐらいの差が出てきているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

議員おっしゃられるように、今年の5月から7月まで、プラス1か月ということで、マイナンバーカード、マイナ保険証の利用率の強化月間ということで、昨年5月の利用状況と今年度、5月以降の利用状況を比較して、伸び率の高い診療所、あるいは病院に対しては、20万円、10万円というふうな形で給付金を支給している状況です。

先ほど沓澤議員の厚労省のまとめた数値をお話いただきましたが、現時点、令和6年5月時点での町のマイナ保険証の利用率というのが12.3%ということで、国の平均値よりも若干高い数値は示しているというようなところでございます。

また、こうした利用状況というのが浸透していけば、今後さらにマイナ保険証の利用率が高まっていくものというふうに考えています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回、8月頃に、健康保険証が変更するに当たりまして、新しい健康保険証が各家庭に送付されたと思うんですけれども、そのときに、非常に混乱をさせるような厚労省のちらしですね、これですね、もう次は使えませんよみたいな誤った情報に取られるようなちらしが一緒に配布されましたので、急いでカードを作った方もいるでしょうし、支援

金ということで、かなり強く窓口で進められたりして、仕方なく使う方も増えているかもしれません。そうする中でも、全体的に見れば9.9%、上里町が比較的高いのは、小さな自治体で、職員の皆さんの努力とか、本当にそういう中で、きちっと対応されてくる中で、間違いが少なくて割と混乱が起きていなかったのかなと、それは本当に住民の個人情報を守る観点からも、職員の皆さんの御苦勞のたまものかなというふうに私は思うところです。

ですけれども、厚労省もこの間、やっぱり国民の不安の声の高まり、かなり混乱しましたので、それで当初は、国民健康保険は、資格確認書は申請しなくてはもらえませんよという不安をあおったりしてきましたけれども、結果的には健康保険証と同じように送付するとか、そういうことも決まりましたし、今まで1回結びつけたら解除できないみたいなこともありましたけれども、解除も10月からは可能になりましたので、私はやっぱり丁寧なやり方を上里町がやっていたとしても、正しい情報もきちっと住民の皆さんに知らせていただきたいなというふうに思っています。

そのことについて、やはり広報できちっと知らせていただけることをお約束していただきたいんですけれども、いかかでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 杳澤議員の御質問に御説明申し上げます。

令和6年、今年度の12月2日から新たな保険証が発行されなくなるということで、今、住民の皆様にはいろいろな情報というのが耳に入っているのかなと思います。

町としての役割として、今、杳澤議員おっしゃられたように、まず、混乱しないように正しい情報を的確に伝えるということは一番重要なことであると思いますので、広報やホームページ等使いまして、正しい情報を正確に発信していくということを努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 1つ質問したいんですけれども、12月2日から施行されるという説明がありました。国民健康保険証、被保険者証が廃止されるに伴って、先ほどの説明だと、マイナンバーカードを所有している方が町内で76%という取得率ですが、残りの24%という人は、いまだに取得していないわけですね。

したがって、この取得していない方に対しては、要するに、この間の全協での説明ですと、

6年12月2日から施行しますよということについてのアナウンスは、10月か11月にアナウンスするという説明がありました。

その残りの24%の方に対しての説明ですね、これは要するに、恐らく資格証明書等が発行されるんですけども、その説明というのは、先日あった、10月か11月にアナウンスしますよというのに併せて、行き違いのないような説明が資格証明書送付された方に対しても説明があるのかどうか、その辺について、ちょっと心配なのでお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 齊藤議員の御質問に御説明を申し上げます。

先ほど沓澤議員の御質問の際に、いまだマイナ保険証の未取得者というのが、町全体とて24%程度いらっしゃるというふうなところ、当初、この資格確認書の取得については申請ということでありますけれども、現時点ではマイナ保険証とひもついていらっしゃらない方については、職権で交付されることになっております。

先ほど、先日、全協で話をしたとおり、10月あるいは11月の広報で保険証廃止の広報をしていくと。そうした中で、資格確認書を職権で交付される方等についても、できる限りというか、周知をしたいと。その周知の内容につきましては、これから、今の御意見も踏まえまして、まだマイナ保険証を取得されていない方に対しても、十分に理解できる内容で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） さっき1つ言い忘れたんですけども、高齢者、課長に聞きたいんですけども、高齢者というのは広報とかホームページ、これ結構見ない人が結構いるわけですよ。そういったところについて、ある程度、今までのパターンでなくて、これなくなってしまうわけですね、社会通念上、認められたときだけはいいですよと言っているわけですね。

ですから、高齢者に、今までみたいに広報とホームページでやりましたよということではなくて、何かもっと、本当によく分からない、理解できない人に、広報を検討をしていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

今、高橋議員がおっしゃられたように、高齢者の方に限らず、広報とかホームページをなか

なか御覧にならない方も当然いらっしゃると思います。

ただ、やはり制度が新たに変わるということで、その点については主な広報媒体とか、情報を提供する媒体というのは、広報であったり、町のホームページだったりというふうには考えておりますけれども、それ以外に、なかなか理解し得ない方たちに対して、どういった周知方法が適切であるのかというのは、広報等、あるいはホームページ等を活用していくに当たりまして、併せてこれから検討していきたいというふうには考えておりますが、ただ、先ほども齊藤議員の御質問の際にお話をしましたけれども、まだマイナ保険証を持っていらっしゃらない方に対しては、職権で交付をすることというふうになっておりますので、資格確認書を交付する際に、併せて何か通知文を入れるとか、その辺はちょっとこれから検討していきたいというふうには考えておりますが、基本的には広報やホームページを使つての周知という、原則的な考え方には変わりありませんので、それを補完するような形で検討していきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番の沓澤幸子です。

議案第37号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の改正は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づくものです。今回の一部改正は、行政手続における個人を識別するためのマイナンバーカードと健康保険証の一体化と同時に、令和6年12月2日から国民健康保険証を廃止するための改正になります。しかし、マイナンバーカードの取得自体が任意であることや、マイナカードをめぐるトラブルも多発し、個人情報を守られない事態が発生し、現在も続いている状況にあり、安心・安全とは言えない状況です。

また、国民健康保険証に代わる資格確認書についても、申請手続なしで、現在の健康保険証と同様に、自動的に送付されることになりました。そうであるならば、新たな財源や事務仕事を増やして資格確認書に変えなくても、マイナンバーカードと健康保険証を併用していけばよいことです。現状の保険証で問題なく、安心して医療機関を受診できていますので、健康保険証の廃止に反対です。健康保険証の廃止に反対ですので、そのための保険証廃止を前提とした

今回の条例の一部改正に反対いたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第37号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第38号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（黛 浩之君） 日程第8 町長提出議案第38号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第38号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行により、特定家庭用機器再商品化法の対象品目が追加されたことに伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものです。

次に、改正の概要及び内容を申し上げます。

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令の施行により、特定家庭用機器再商品化法の対象となる特定家庭用機器に有機エレクトロルミネセンス式テレビジョン受信機、いわゆる有機ELテレビが追加されることとなりました。

これを受け、本条例で指定する収集対象の特定家庭用機器について定義規定を追加する改正を行うとともに、新たに特定家庭用機器と分類された有機ELテレビの収集を可能とするため、規定の整理を行うものでございます。

具体的には、第12条第2項中、特定家庭用機器の次に「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。以下同じ。」を加え、別表第

1 中、電化製品類の項、品名の欄中、受信機の次に「特定家庭用機器は除く」を加え、同項規格・寸法等の欄中（ブラウン管式、液晶式またはプラズマ式のもの以外）を削ります。

また、別表第2から品名及び規格・寸法等の欄を削り、分類及び手数料のみの表に改めます。

最後に、附則でございますが、施行期日を公布の日と定めます。

以上で、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 今、提案のほうから、難しい言葉、有機ELエレクトロルミネセンス、ちょっとあまり聞き慣れない言葉なんです。これどういう実績なのか、私も勉強不足だが、若い人は知っているかもしれないんですけども、ちょっとそこら辺のところ説明お願いいたします。

○議長（黛 浩之君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君） 高橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

有機エレクトロルミネセンステレビなんです。通称、いわゆる有機ELテレビというものでございます。有機ELとは、発光を伴う物理現象でございまして、その現象を利用した有機発光ダイオードや発光ポリマーとも呼ばれる製品がございまして、これらの発光素子を発光層と言われる層が有機化合物から成る発光ダイオードを構成しております。この電子と正孔の再形成によって生じたエキシトンと言われるものなんです。これが今の有機ELテレビというもので、次世代省エネの技術として期待されているものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） そうすると、今使っているテレビというか、どのぐらいそういうものが普及して、これから、そういうあれになるのかちょっと、把握しているんだったら教えていただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長　関口博之君発言〕

○くらし安全課長（関口博之君）　高橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、テレビと言われましても、ブラウン管式、液晶式、プラズマ式、有機EL式という形で、4つ特定家電にも指定をされております。ブラウン管は皆さん御存じのとおり、古くからあります大きなサイズです。今現在、もうブラウン管のテレビというのは見かけなくなったかなと思います。今、日本ではかなりの割合で液晶テレビが主流になってございます。また、プラズマテレビも、今影を薄めつつございまして、コストの問題ですとか、後は、薄さ、軽さとかを、この電気業界のほうで追求していきますと、今現在は、主流は液晶型、ただ、有機ELに関しましても、色が鮮明で発光できるということで、これから期待されているという情報は受けております。

以上です。

○議長（黛 浩之君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第38号　上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9　町長提出議案第39号　工事請負契約の締結について

○議長（黛 浩之君）　日程第9　町長提出議案第39号　工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君）　御提案申し上げました議案第39号　工事請負契約の締結について提

案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、（仮称）上里町保健センター等複合施設建設工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、2、契約金額につきましては、消費税額を含め12億2,628万円でございます。

3、契約の相手方でございますが、埼玉県本庄市小島6丁目11番67号、横尾建設株式会社、代表取締役、横尾巧でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札・契約関係につきまして御説明申し上げます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を、埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店または支店、営業所の登録があり、建築工事業A級に格付けされ、資格審査数値が1,100点以上のものといたしました。その他溜飲点等を加えまして、7月1日に公告を行い、周知を図りました。

入札期間は、8月5日から6日までの2日間とし、開札につきましては、8月7日午前10時から電子入札システムによる開札を実施いたしました。

開札の結果、4社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した横尾建設株式会社が応札候補者となったものでございます。

8月20日に、同社の入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の事後審査を実施し、落札者と確認されましたので、8月22日に12億2,628万円で同社と仮契約の締結を行いました。

なお、契約期間は、令和7年11月28日までとなっております。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象建物は、（仮称）上里町保健センター等複合施設でございます。対象建物の規模といたしまして、鉄骨造2階建て、建築面積1,163.93平方メートル、延べ床面積1,692.80平方メートルの新築工事でございます。

敷地面積といたしましては、複合施設建設予定地が3,186.02平方メートル。建設予定地南側の東側駐車場が375.50平方メートル、役場庁舎南側の西側駐車場が1,489.65平方メートルとなり、合計5,051.17平方メートルとなっております。

主な工事内容といたしまして、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、昇降機設備工事一式となります。また、東側駐車場と西側駐車場の工事については、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の工種ごとに含めております。

以上で、議案第39号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

す。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 新しく建てるということで、今温暖化が非常に厳しい中で、断熱対策としては、どのようなことを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

断熱対策としましては、デブレジン認証取得するため、高断熱の外壁等を採用していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 先ほどの副町長の説明を聞くと、1,163.93平米面積があるということで、金額にすれば12億2,000万ほどなんですけれども、竣工が来年の11月28日ということで、果たして、これから資材の調達、そして鉄骨等の加工等やったときに、工期に終わるのなかなか、せっかくこれだけ大きな工事をやるんだから、余裕を持たせて、もう少し工期があってもよかったのではないかなと私は考えますけれども、この工期、1年ちょっと、これから工事を始めるにしても、1か月ぐらい先になるかなと思いますけれども、果たして、この工期がこれでよいのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 戸矢議員の御質問に御説明させていただきます。

工期につきましては、令和7年11月28日を予定してございます。こちらにつきましては、天災等、想定外のこと以外は、工程上間に合うと予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 2 点ばかりちょっと、まず、1 点目は、高齢者センター、この間のあれと、老人福祉センターという表現は慎むべきだということなんで、高齢者福祉センターのほうについて、先日の全協での説明ですと、畳の部屋は予定どおり、この形で実施すると、工事するという説明がありました。しかし、やはり高齢者が集う場所として、これちょっと余談になるかもしれないんですが、昨晚ちょっと会合がありまして、ある場所へ行きました。やはり畳敷きに、テーブルに椅子です。丁寧な会場ですと、畳の上に何かシート敷いて、その上にテーブル、それから、さらに椅子をセットするんだと思うんですけども、昨日行ったところだと、じかに畳の上にテーブルと椅子がセットというふうな利用方法でした。

先ほどというか、先日私も言ったように、基本的には畳は要するに座布団と低いテーブルが想定されるわけですけども、今後、そういった高齢者が多くなって、そこへ集うということになると、今例を出したような形になるんでないかなというふうに思うんですよ。

そういった場合に、この間の説明ですと、絶対そこは譲らないような説明、可変しないということの説明がありました。しかし、そこは流動的に、何かそういった簡単に、あまり大がかりな工事をしなくても、畳でないほうがいいなということになった場合に、簡単な工事でもって、そういった洋間的なものにできるような、そういう設計をしてほしいと思うんですが、それについて、もう一度説明をお願いしますか。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

和室につきましては、華道や茶道体験に来ました高齢者の生きがいや教養を深める和室ならではの事業を実施する予定でございます。また、来館者が急に体調不良になった際には横になったり、また、着替え等が必要な場合にも、和室のほうは利用できるような形になっております。

利用としましては、座布団や低いテーブル等を使って利用することになるかと思っておりますけれども、また、足腰の悪い方の、立ったり座ったりする場合には大変ということでございますので、そういう場合につきましては、備品等も検討していければと考えております。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） その説明は先日の全協で聞いたとおりなんですけれども、要するに、私が最後のほうに言った、可変できるような工事というか、設計にしておいてもらいたいなというのは、今後の高齢者に対する親切的な対応でないかなというふうに思うんですけれども、それについては変更できないのであれば、しょうがないかなと思うんですけれども。

もう一つ、確認をお願いします、これは。3 館複合延べ床面積、現状、老人センターかみさと荘、それから保健センター、それから町民福祉センターですか、これの、ちょっとここにデータというか、家に行けば分かるんですけれども、ちょっとそれを確認したいなと思うんで、確認の意味で、町長の説明ですと、これは3 館を合計した延べ床面積の2 割削減という目標をもって設計されていると思います。前と後、もう一度ここでちょっと説明、数字をお願いしますか。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

3 館複合施設ということで、保健センター、老人センター、福祉町民センター、こちらの既存の面積が1,778平方メートルでございます。新しい複合施設の面積が1,692.8平方メートルということで、95%の率でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 長い時間検討してきたセンターですね、この保健センターというのは3 館複合ですよ。そうすると、子ども連れのそういうセンターに訪れる主婦というんですか、そういう方もいるわけですよ。

そうすると、今、説明が室長からありましたけれども、そういう子どもたちが、その時間を過ごせるというのは、また、この和室なんかも利用してもいいのかどうかということですよ。あまり限定してしまうと、そこは駄目ですよということだと、3 館の複合施設の意味がないと思うんですよ。

ですから、そういうところで訪れた人たちをどうぞと言える雰囲気にしてもらいたいんですけれども、室長はどう考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 高橋勝利議員の御質問に御説明させていただきます。

和室につきましては、2階の老人センター部分に設置してあるわけでございますけれども、こちらにつきましては、高齢者だけでなく、来館者の皆さんも使えるかどうかということで、今後検討していく予定でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 一応確認をしたいんですけれども、この3館複合施設について、設置される老人センターとしての機能、施設、老人の方が、何が利用できるのか。それと、また地区公民館、地元みんな公民館がありますので、その地区公民館との絡みというんですか、その関係をまずお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

3館複合施設の中における老人センターの部分、こちらの役割でございますけれども、これまでのかみさと荘につきましては、高齢者の方が集って、仲よくお話をしたりカラオケしたりお風呂に入ったりという、そういったレクリエーション的な施設でございました。今度造られる複合施設に入る老人センター部分につきましては、1階が保健センター、2階が福祉市民センター、社会福祉協議会が入ったりするような建物でございますので、そういった、ちょっとレクリエーション的な内容はなかなか難しいところでございます。

その中で何をやっていくかと言いますと、やはりこれから高齢者が、3人に1人が高齢者という超高齢化の時代となってまいります。その中で高齢者の問題というのが今非常にいろいろ膨らんできているところでございます。高齢者の健康であったり、介護であったり、また、高齢者の生きがいであったり、それから高齢者の権利擁護であったり、虐待の問題であったり、そういったもろもろの問題を解決するための拠点の施設として整備をしていくものでございます。

ですから、そちらには高齢者、気軽に来ていただいてもいいんですけれども、そこで楽しく過ごすのがメインではなくて、これからの町を真剣に高齢者が多くなっていく中、どうやっていくのかというのを協議していく場になっていくものでございます。

また、高齢者の方がどういったことができるかということでございますけれども、ラウンジ

ジムのほうには高齢者の健康を維持するための健康器具、こういったものを用意させていただきますので、介護予防という観点から、そういったのを御利用いただけます。

また、そちらには広いラウンジがございまして、高齢者の方々、あるいは若い方も含めて、そこで楽しくお話をしていただいたり、有意義な時間を過ごしていただくことができるかと思っています。

また、お話に出ています和室の関係も、やっぱり高齢者にとって、今まで昭和の時代から令和、この和というのが非常に重要なものかと思っています。この高齢者にとってひととき、この和みというのが大事なのかなと考えております。そちらで、例えばですけれども、生け花であったり、茶道であったり、着つけであったり、書道であったり、俳句であったり、そういった畳ならでの利点を生かした和の教養講座を開いてみたり、そういったことで高齢者の生きがいを増進していくことを考えてございます。

また、あと会議室がございますので、会議室につきましては、先ほど申し上げたとおり、いろいろそういった高齢者の問題が山積している中、そういったことを地域の方、それから御当人もそうですし、御家族、それから地域の事業所、そういった方々も含めて、みんなで考えて協議していく場となってまいります。

また、そういったところに老人クラブの方々の会議等も検討させていただいております。それ以外にもいろいろ教養講座等、そういったものを計画的にやっていきたいと思っていますので、高齢者の方々には是非そこで教養をつけていただいたり、生きがいを見つけていただいたり、健康になっていただいたり、そういったことを考えてございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 9番植原育雄議員。

〔9番 植原育雄君発言〕

○9番（植原育雄君） 今、話を聞いていますと、元気な方、高齢者の代表者の方、そういう人たちがこれからの老人の関係のことをいろいろ協議したり、今まで地区公民館については、いろいろとカラオケがあったり、将棋があったり、仲間同士でいろいろと、何というんですか、触れ合うことが簡単にできたわけですがけれども、それは私が以前質問したときに、それは地区館で行えばいいという、そんなような答弁をいただきました。

そして、今の時代は高齢者の方、運転免許証の返納のことがだいぶ多く取り上げられておりますので、そういう時代に、それでは中央まで何で行ったり来たりするのか、そんなに私もいろいろな方と話ししてみますと、そんなに高齢者の施設を利用する人がいないんじゃないかなという、そういうようなお話をよく聞きます。その点につきましては、どうでしょうか質問をいたします。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 植原議員の御質問に説明させていただきます。

地域の公民館等がある中で、こちらの中央の施設ということで、どうなのかということでございます。

町としては、そういった高齢者の生きがいであったり、新たな教養をつけていただいたり、また、先ほど交通安全の話もありますけれども、交通安全教室を高齢者用に開いてみたり、また、聞こえの講座とか、中央ならではの高齢者対策の事業をやっていきいたいと考えているところでございます。

カラオケとか、そういったのは、こちらの施設にはございませんので、そういったものは地域の公民館等を御利用いただければということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑等はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） このセンターについては、3 館ですね。ちょっと室長に聞きたいんですけども、児玉郡、本庄市を含めて、こういう施設が幾つあるか。上里は恐らく、これだけのものを造るというのは、この辺ではちょっと見受けられないように私は思うんですけども、この辺の県北も含めた中、これだけの複合施設ができているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 高橋勝利議員の御質問に御説明させていただきます。

3 館複合施設ということで、当町は保健センター、老人センター、福祉町民センターの複合施設、3 館複合施設ということでございますけれども、調べたところ、児玉郡内におきましては、これと同様の機能を満たした複合施設はございません。しかし、本庄市の児玉総合支所ですか、こちらにつきましては、児玉総合支所と公民館と児童館が入っているかなと思います。

また、近隣でいきますと、藤岡が今建設しているかと思うんですけども、図書館と保健センターと、ちょっと定かでないですけども、児童館もある、そのぐらい、3 館が入っているかなと思うんですけども、あと、富岡が児童館と保健センターということで、調べた中ではそのような状況でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 契約金額が12億2,628万円、これの請負比率は何パーセントなんだか教えていただきたい。

○議長（黛 浩之君） 総務課長。

〔総務課長 山下容二君発言〕

○総務課長（山下容二君） 戸矢議員の御質問に御説明申し上げます。

92.06%でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） 先ほど来から、やはり重要な施設ですので、たくさんの議員の皆さんが真剣に議論しているんだと思うんですけれども、やはりこの施設を造るに当たっての町民の意見をどれだけ組み込めたかというところが非常に不足していたなというふうに私は思っています。

それで、この施設は3館複合施設と言いながら、老人センターの老人福祉施設の役割がだいぶ縮小されて、保健センターを中心とする複合施設の形態を取っていると思うんですけれども、そういう中で、次世代、多世代の交流を模索していく施設になるということです。全員協議会の中でも、備品のところで、やはり住民の声を取り入れて、無駄のないような設備を整えてほしいということをお願いしたわけなんですけれども、住民の意見を聞くという意見の聞き方の姿勢なんですけれども、ホームページで意見を募集していますだとか、そういうのではなくて、きちっとした多世代と言っているわけですから、どういう世代に対して、どのような意見の集約というんでしょうか、耳を傾けていく時間をこれから取ろうとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

この複合施設につきましては、住民の意見をどのくらい取り入れたかということでございますけれども、先ほどの議員さんのお話のおり、パブリックコメントを実施して、広報等で周知をしたところでございます。

また、今後の多世代交流等につきましては、今後どのような形で進んでいけばよろしいかということで考えてはいますので、それにつきましては、今後どのような形でいけばよろしいか検討していく予定でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） じゃ、これから検討していただけるということですので、要望しておきたいんですけども、従来型の、どこどこの団体の方とか、そういうやり方ではなくて、例えば多世代交流施設というふうに銘打っているわけですから、やっぱり若い人の声、でも、それも混合すると、年配の方がばいと、子どもたちが発言できないというようになっては困りますので、町のほうから抜粋をして、こういうことで意見を聞きたいんですけどもということをお願いする、全部応えてくれるかどうかは分かりませんが、そういうふうな形で、後は子育て中の方々にお願いをする、高齢者の方にもお願いするという、そういう形でやっていただきたいなというふうに思います。

今回のこの施設の建設に当たっては、従来型の、例えば老人会の会長さんとか、そういう方に入っていて、もちろん、様々な意見、区長さんの方に入っていて、様々な意見をいただいたと思うんですけども、やはりパブリックコメントといっても、コメントを、これは老人福祉センター等3館複合だけではなくて、町のあらゆる計画に対して、コメントする人が非常に少ないですね。

ですので、十分声を、ただ、ちゃんとやったんですよと、聞いたから、声がないのは、それとか勝手でしょうみたいなんではなくて、きちっと、これ、上里町で新しく造る施設の最後だと思うんですよ、当面の計画からいけば。ですので、本当に慎重に喜ばれるものにしていただきたいと思っています。どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

複合施設につきましては、3館が入るということで、老人センターは高齢者の方が中心になるかと思います。また、保健センターにつきましては若いお母さん、赤ちゃん相談などとか乳幼児健診等でみえる方がいらっしゃるかと思います。そういう形の中で、多世代交流等もできればと考えております。

そちらにつきましては、その利用者につきましては、また利用者の方に、どのような事業がい

いかということで、アンケート等を考えていくのも必要なのかなと考えております。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） この複合センターについて、議員の皆さんからいろいろ御意見いただいてありがとうございます。

先日も、実は去年ですか、若い高校生というか、高校生若いんですけれども、駅に近いから、この複合施設を学校から帰るときに、この施設を利用できないかという御意見いただいています。

ただ、町としては、その図書館とか、公民館、児童館でも高校生の利用もできるようになっているのであれですが、ただ、駅に近い利便性、毎日通える利便性ということで、先ほど沓澤議員から多世代交流というのをおっしゃっていただいて、まさに、この施設がそういった形になればいいかなと。まだ結論は出ていませんけれども、そういった若い高校生からも規模として、駅に近いの、で家へ帰る間にここで少し勉強したり、いろいろな活動ができればうれしいという話を伺っています。

そういったいろいろな、多面的な意見を是非、今後まだ少し時間ありますので、利用の仕方は柔軟性を持っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 高齢者センターのところをもう少し深くちょっと質問したいと思うんですけれども、先ほどの私の質問に対して説明が室長のほうからありましたけれども、特に、その中で印象というか、例に挙げていただいたのが、茶道とか生け花教室、それから来庁者が、例えば具合が悪くなったときは、そこの畳の部屋で休ませるというふうな説明があったと思います。

そこで聞きたいのは、じゃ畳の、この10畳ですか――の部屋に、例えば茶道だったら茶釜とかそういう設備はちゃんとセットしてくれるんですか。

というのは、町内に地区館があります。その中で、茶道クラブですか、これ私が知っている限りだと、東公民館で茶道クラブがあるというか、この前、議会だよりの表紙に掲載されています。ほかちょっと存じ上げていないんですけれども、そういった形で茶道をたしなんでもらうのであるのであれば、そういうものをちゃんとセットして設備を整えるのか、それについてお伺いします。

○議長（黛 浩之君） 保健センター等複合施設建設推進室長。

〔保健センター等複合施設建設推進室長 戸矢信男君発言〕

○保健センター等複合施設建設推進室長（戸矢信男君） 齊藤崇議員の御質問に御説明させていただきます。

茶道をする場合は、そういう設備を設置してもらえるのかというお話でございますけれども、こちらにつきまして、茶道をする方につきましては、道具のほうは持ち寄ってもらうような形で、特に畳を開けてというような設置はございません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8 番齊藤崇議員。

〔8 番 齊藤 崇君発言〕

○8 番（齊藤 崇君） 要するに、簡易的なセットというか、その道具は、そのクラブというか、たしなむ方が持参すると。ただ単に、万全と畳の部屋があるということで、じゃ、その生け花も同じような考え方でいいわけですね。

もう1つは、体調不良が発生した場合は、何のために保健センターがあるのかというのがちょっと私疑問に思うんですね。保健センターだったら、何台かの簡易ベッドみたいなものが常備されているのではないかなと思うんですよ。その説明は、ちょっと私は納得いかないんですけれども、それについて、保健センターという機能はあるんだから、それを活用できるのではないかなというので、反対意見というのではないんですけれども、そういう考え方に変えていただきたいなと思います。

それは要望ですけれども、もう一つ聞きたいのは、会議室、高齢者センターの中の会議室について、この前も説明がありました。私があのとき、もうちょっと質問すればよかったんですけれども、会議室の利用形態が、恐らく私がイメージしている中では、老人センターの総会とかがイメージできるのですけれども、その場合、マックスで何名が、要するに、総会等を開いた場合、また、いろいろな会議開いた場合に、町の老人クラブの、どのくらいの今数かちょっと数字をここで定かに持っていないんですけれども、参加した場合に、要するに、この前の説明の中の会議室でカバーできるのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

老人センター部分の会議室のお話でございますけれども、あちらには現時点で30人が入れるような設定となっております。教室型にテーブルを並べたり、あるいは口の字型にして会議

をすることも可能でございます。老人クラブの会議というのは、役員会議という形になりますので、30人が入れれば十分なキャパということでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 先ほど多世代の話が出ていましたけれども、これについては、3 館複合施設ということで、補助事業の対象の施設なわけです。そのために軽々な発言はちょっとあれなんですけれども、今度は若い人が、このところに立ち寄りたい、じゃ、それでいいでしょうと言ったときに、福祉センター、老人センター、保健センターの3 館統合だから、そういう様々なことは、本庄のはにぼんプラザみたいなことはなかなか私はできないんじゃないかなということで心配しているんですけれども、その点については、担当課長に聞くよりも町長に聞いたほうがいいかなと思うんですけれども、その点についてはどうなのでしょう。駅北でもはにぼんプラザみたいなものを造りたいということで、様々な意見も出ていたようでございますけれども、私はもう補助事業でやっているからには、この人たちでなければ利用できないんだという定めがなければいいですけれども、定めがあったときに、あまり軽々に喜ばせてはいけないと、そういう心配をしているわけでございますので、その点については、町長どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員が今、仮定の話をしていましたよね。仮定ですよ。もし施設として使用できない。町としては貴重な税金を使うんですし、いろいろな使い方をやっぱり執行部として考えるのが当然でありまして、あまり仮定の話で止まってしまうのはいかななものかと思います。是非、これは若い人、全町民の意見を全て利くのは難しいですが、先ほど沓澤さんの答弁の中でも、まだ結論はできていませんが、駅に近いから、その利用の仕方を、意見があるということを伝えただけでございまして、仮定については、まだあらゆる努力をしているわけですから、それについてはお答えできません。

○議長（黛 浩之君） 4 番 戸矢隆光議員。

〔4 番 戸矢隆光君発言〕

○4 番（戸矢隆光君） 私が言っているのは、補助事業なので、補助事業の利用の対象というのは恐らくあるのかなと思って言っているわけです。だから、そういうことで、うんと多方面のものが利用できるのであれば、それにこしたことはないと思っています。

だから、そういう点は、よく検討する必要があるということを言っているわけです。様々な、今までも、私たちも補助事業担当してきましたけれども、そういうことがまるっきりないわけではないので、そういうことを心配して言っているわけです。仮定のことではないと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 戸矢議員の質問にお答え申し上げます。

いろいろな縛りがあるかどうか、まだいろいろ検討しているところでございますので、まだ具体的には申し上げられませんが、このコンパクトシティという国の方針に基づいて、駅から何メートル以内に造る複合施設ということであります。

そういった中で、町民の希望を今聞いて、まだ結論は出ていませんがという一言を伝えたわけですが、そういったことで、町としても、多世代交流という意味では、どういう利用の仕方ができるか、また、町民のニーズに対してどう応えられるか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 私は、この複合施設のセンターについては賛成いたします。

それで、今、各議員の方から、それぞれ皆さんがいろいろな思いを伝えたと思うんです。まだ、その中身については十分検討する余地があると思うんです。建物そのものというのは、全て図面からできまして進めると、一番心配しているのはそういう、これはじゃ使えない、こっちなら使えるのかという、こういう心配があると思うんですけれども、それは十分に執行者側が考えてやるべきだというふうに思うんですよ。

それで、先ほど私は室長に聞いたんですけれども、児玉郡でどのぐらいのこういう施設があるかと言ったら、ないんですよ。3 館までやっているのはなかなか見つからない。上里町が児玉郡、本庄市含めて自慢にできる建物にしていきたいんですよ。上里は立派なものを造ったなど、本庄市の、この前ちょっと話しましたがけれども、人が訪れて、体育館の隣に多目的のホールができて、こういうのを上里造っているんだ、こういう感想をしていました。

ですから、我々は、これが自慢にできる内容、建物ということを是非、室長におきまして、

また、町長におきまして、十分にこういった考えを受け止めて進めていただきたいと。この建物については、11月28日が期限ということで、あまりこれも先延ばしてきないと、さっき同僚議員言っていましたけれども、注文をつければつけるほど先に延びてしまう可能性もあるんで、この計画に沿って、中身は十分に担当課で検討しながら、執行部の中でも意見をよく聞いていただきたいと。そういった立場で、この建物、これについては賛成いたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

9 番植原育雄議員。

〔9 番 植原育雄君発言〕

○9 番（植原育雄君） 議席番号9 番の植原育雄です。

反対の考えを持っておりますので、反対討論をさせていただきたいと思います。

私は、令和6年度の当初予算の質疑の中で、やはり町長答弁の中では、そのときまでの答弁は10億4,700万程度との答弁をされておりましたが、令和6年3月議会の当初予算では15億754万5,000円の予算計上でした。5億2,849万5,000円高くなっておりました。この原因は何なのかということで、いろいろと質問をしてきましたが、なかなか納得できないところもあります。それで、この間の一般質問の中で、自主財源の確保ということで、担当課の人たち、物すごい大変な思いをされております。それをいとも簡単に5億円増えてしまったから増やさなくてはということで、そのほかについても、交付税については、交付税で補填されるからというような考えもされておりますし、そのようになると思います。

いずれにしても、国の税金、町の税金、貴重な住民の方、国民の方が汗水を垂らして納付した税金であります。大事に使ってほしいということで申し上げておりますが、この3館複合の老人センター、これはいろいろと今までの議論の中で、利用するのは役員の方がほとんどでなか、そのような議論も出てきました。名ばかりの老人センターということで進んできたわけですが、やはり、先ほどもちょっと出ましたが、皆さんに喜ばれるような施設、こういう施設をみんな期待しているわけですので、いろいろと執行者の方も考えていただいて、多分私がいろいろな方に聞いてみますと、利用者の方は少ないんじゃないかということで、いろいろと意見を聞いております。ほとんどの方は、地元の地区館を利用する。そういうような状況に多分なるかなと思いますが、いろいろなことを想定しますと、やはり今回の3館複合施設の契約金額でありますけれども、12億2,628万円、これは当初予算が成立して、その後の中のことですので、当然私は反対をする考えでおります。

以上、申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第39号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 町長提出議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（黛 浩之君） 日程第10 町長提出議案40号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第40号 工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、町営四ツ谷団地浄化槽等改修工事に伴い工事請負契約を締結したいので、本案を提出するものでございます。

次に、2、契約金額につきましては、消費税額を含め6,149万円でございます。

3、契約の相手方でございますが、埼玉県本庄市緑2丁目1番2号、株式会社高橋設備、代表取締役、高橋秀明でございます。

4、契約の方法につきましては、一般競争入札でございます。

続いて、入札契約関係につきまして御説明申し上げます。

入札に当たりましては、入札参加要件を付した事後審査型の一般競争入札を埼玉県電子入札システムにより実施いたしました。

主な入札参加要件といたしましては、上里町建設工事競争入札参加資格者名簿において、埼玉県内に本店または支店、営業所の登録があり、管工事業A級に格付され、資格審査数値が800以上のものといたしました。その他留意点等を加え、7月11日に公告を行い、周知をいたしました。

入札期間は、8月5日から6日までの2日間とし、開札につきましては、8月7日午前10時10分から、電子入札システムによる開札を実施いたしました。

開札の結果、2社が応札した中で、最低制限価格以上の価格で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で応札した会社を落札候補者とし、8月20日に、同社の入札参加資格確認申

請書等により、入札参加資格の事後審査を実施したところ、入札参加資格要件を満たしていなかったため、告示内容に基づき、この会社を失格といたしました。

このため、第2順位で入札いたしました、株式会社高橋設備を新たな落札候補者とし、8月21日に同社の入札参加資格事後審査を実施し、資格審査会において入札参加資格要件を満たしていると確認されましたので、8月22日に6,149万円で同社と仮契約の締結を行ったものでございます。

なお、契約期間は、令和7年3月14日までとなっております。

次に、工事の概要につきまして御説明いたします。

工事の対象物は、町営四ツ谷団地の浄化槽でございます。

主な改修工事内容といたしましては、老朽化した浄化槽本体の更新、浄化槽周りの舗装、更新に伴う電気設備工事や排水管路の改修工事を行うものでございます。

以上で、議案第40号 工事請負契約の締結についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） これは5年度で浄化槽改修工事の業務委託を実施しています。約、予算が500万程度計上されています。

この四ツ谷団地、実は4年度、5年度とA・B・C・Dと4棟あるわけですがけれども、4年度がA・B棟の改修工事、5年度がC・D棟の改修工事、さらに6年度にこういった浄化槽等の改修工事ということで6,100万程度の予算をつけているわけですがけれども、実は調べてみると、5年度の四ツ谷団地の入居率、入居者数というのが、あまり、あまりでない、なり芳しくないんですよ。これだけ経費をかけて町の、先ほどから言っている大事な予算を、税金で、4年度、5年度、6年度で浄化槽まで、A・B・C・D棟改修と、これやると、総額でかなりの金額になるんですよ。

そこに併せて、じゃ入居率がすごくいいかと言うと、先ほど言っているように、よくないんですよ。調べてもらおうと分かるんですけども、こんな状況の中で、これだけのお金を使って、果たしてどうなのかなという疑問が私は個人的には思うんですよ。それについて、総合的に、四ツ谷団地について、今回は工事請負契約ということになっているんですけども、これも

6,100万という莫大な予算使うわけですよ。さらに、工事する間は、要するに浄化槽使えないということ、トイレ使えないということですよ。素人判断でどうするんですかということも疑問出てくるんですけれども、それについて、総合的に説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 山中一朗君発言〕

○まちづくり推進課長（山中一朗君） 齊藤議員の御質問に対しまして説明を申し上げます。

今、四ツ谷団地の入居率のお話をさせていただいたと思うんですけれども、一応入居率につきましては、現況、おおむね85%、令和3年度、4年度、5年度と一応80%以上の入居率を維持しております。この80%というのが高いのか低いのかというところにつきましては、少し人により感覚が違うところでございます。

また、公営住宅というものが低所得者の方のセーティーネットとなっているところもございまして、なかなか入居が低いから必要、高いから必要と、なかなかそういったようなものの趣旨では性質が異なるのかなというふうに、まちづくり推進課としては感じております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 四ツ谷団地につきましては、この前、神保原の東町で火事がありまして、焼け出されてしまった家庭があるわけですよ。これについては、執行部が速やかに、このところに、四ツ谷団地に居住をしてもらおうという対応をしてもらったというんで、すごいありがたいんですよ。どこへも行くところはないと。まして、今85%ということでもありますので、これ、やっぱり内容をもっと精査して、入れやすい、住みやすいというように変えれば、齊藤議員が言ったように、100%近くになると思うんですけれども、85%で、これはまたいろいろ要望があるわけなんですけれども、今後、さらに入ってもらおうということであれば、今の状況を改善しないとなかなかそこまでいかないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、課長のほうはどう考えでしょうか。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 山中一朗君発言〕

○まちづくり推進課長（山中一朗君） 高橋議員の質問に説明差し上げます。

町営住宅の入居率につきましては、先ほど申し上げたとおり、セーティーネットのところがございますので、しっかりと空き部屋等につきましては、空きましたら周知を行うといったことを徹底いたしまして、入居の確保ということは促していきたいと考えております。

また、それとは別に、先ほどの火事のお話ししていただいたんですけれども、例えば、能登半島の地震のための方に1室空けていたりといったような活動もございまして、今後、災害のときにも使えるものとして活用していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 今の私の質問に対して説明していただいたんですが、実はたまたま今、5年度の決算で、決算説明書をちょっと昨日辺りから見ていったんですけれども、まちづくり推進課のほうですね。ところが、四ツ谷団地に特化して募集しても、今、何戸空いていますよというふうな募集を隔月ぐらいでやっている、そういうデータの集計が載っていたんですよ。それを見ると、これだけ、例えば5部屋空いているのに、ゼロだとか、応募がゼロだとか、6部屋空いているのに、応募が1つだとか、そういう記述があるんですよ。つい最近だから、そんな私も高齢になっていきますけれども、そんな見誤りはないと思っています。

その応募率が少ないということは人気がないという、せっかく大金を使って、A・B・C・D棟を改修したんですけれども、さらに今回、この浄化槽の改修工事ということをやっても、先ほどの説明だと、入居率が80から85ぐらいだということなんですけれども、直近の応募者数のところを見ると、そういうデータなんですね。

先ほど質問したことに對して、1つ答弁というか、説明もらっていないのが、この大規模改修、浄化槽の。ということは、素人判断でトイレが使えないんでないかなというふうに思うんですよ。そのことについても、説明がされていなかったなので、お願いします。

○議長（黛 浩之君） まちづくり推進課長。

〔まちづくり推進課長 山中一朗君発言〕

○まちづくり推進課長（山中一朗君） 齊藤議員の質問に説明させていただきます。

まず、最後に質問していただきました工事中のトイレの状況なんですけれども、浄化槽の工事中もトイレは、一応活用はできるというふうな形で工事を行います。

また、この大規模改修につきまして、大きなお金が動く工事になりますので、それに対して住みづらいといった印象があるんじゃないかといったような話かなと考えておりますが、私もといたしましても、広報等を使いまして、空き部屋が発生しましたら、空いたという情報を流しているところございまして、また、空いていることが逆に言うと、セーフティーネットが確保されているという状況になりますので、公営住宅という性質を御理解いただければ思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第40号 工事請負契約の締結についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 町長提出議案第 41 号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（黛 浩之君） 日程第11 町長提出議案41号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第41号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

埼玉県内の全市町村が後期高齢者医療制度に係る事務を共同で行うため、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を定め、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営されているところですが、今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることから、規約に掲げる市町村の処理する事務が変更となるため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、規約の変更内容について、新旧対照表を御覧ください。

別表第1の市町村の処理する事務につきまして、被保険者証及び資格証明書とあるのを。資格確認証等に改めるものでございます。

令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、以降、マイナンバーカードにより被保険者資格の確認を行う、いわゆるマイナ保険証での資格確認が基本となります。マイナ保険証をお持ちでない方などに対しては、新たに資格確認証を交付いたします。

なお、被保険者証の廃止に伴い、長期にわたり保険料を滞納している方を対象に交付する資格証明書についても、併せて廃止されます。

続きまして、規約の変更の手続について御説明申し上げます。

規約の変更を行うためには、地方自治法第291条の3第1項において、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されており、また、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定されております。

埼玉県後期高齢者医療広域連合に参加する全ての市町村は、それぞれの議会において御議決いただき、広域連合長宛てに議決書の写しを提出いたします。広域連合長は、全ての市町村議会の議決書の写しを添えて、埼玉県知事に規約変更の許可申請を行うものとなっております。埼玉県知事により許可がなされますと、その旨公表され、併せて広域連合長により規約変更の告示がなされまして、手続終了となるものでございます。

以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 質問させていただきたいのは、後期高齢者医療保険の対象者ですね、その対象者の方に対するカードの取得率、マイナカードの利用率について伺いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

マイナンバーカードの取得率ということに関して、町としてはデータ持っていないんですが、ただ、先ほど町におけるマイナンバーカードの交付率、約75%というものは取得いたしました。

それで、後期高齢者医療広域連合のほうから、マイナ保険証のひもづけ率ですね、これが埼

玉県全体で50%というふうに言われております。そこから推計をいたしますと、今、後期高齢者の被保険者約4,300人いらっしゃいます。マイナンバーカードの交付率75%と見ますと、概算で3,200程度マイナンバーカードを取得していらっしゃる方がいらっしゃるのではないかと、そのうちのマイナ保険証とのひもづけ率50%というような数字を乗じますと、被保険者のうちの約37.5%程度は保険証とひもづけしているというふうに推計されるところであります。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回の改定によって、資格証明書も一本化されるということでありますがけれども、今現在、上里町において資格証明書の発行というのはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

現在、上里町においては、資格証明の発行件数はございません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番の沓澤幸子です。

議案第41号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について反対であります。

その理由といたしましては、議案第37号と同様に、私は、今、安全・安心で使える健康保険証、後期高齢者で言いますと、被保険者証、これで十分医療に安心してかかれるという時代であります。むしろ高齢者にとっては、病院にかかることが多くなります。マイナンバーカードとひもづいたマイナ保険証を使っていくということは、非常に危険度も高まっていきますので、ひもづけを奨励していくための今度の改正でありますので、わざわざ確認書に改める必要はないというふうに思っていますので、反対いたします。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第41号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時50分からといたします。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 町長提出議案第42号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（黛 浩之君） 日程第12 町長提出議案42号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 議案第42号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、本庄市と上里町との間で締結している本庄地域定住自立圏の形成に関する協定において、新たな施策の追加及び項目の一部修正等の変更をしたいので、本案を提出するものでございます。

続いて、概要について御説明を申し上げます。

本庄地域定住自立圏の形成に関する協定につきましては、平成22年7月2日に、中心市である本庄市との間で締結したものでございます。

本協定は、本庄市と周辺の美里町、神川町及び上里町の1市3町が形成する本庄地域を圏域とし、相互に連携することで、圏域内の行政サービスの向上を図ることを目的としております。

なお、本協定に規定している政策、施策の項目はあくまでも基本事項であり、具体的な事業

は、本協定に基づき策定する定住自立圏共生ビジョンで定めることとなっております。

定住自立圏共生ビジョンは5年間を計画期間とし、現在は令和7年度から令和11年度を計画期間とする次期共生ビジョンの策定作業を進めております。

次期共生ビジョンの策定を行うに当たり、本協定について一部変更が生じることから、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容ですが、相互に連携、共同または補完し合う政策分野を掲げ、その取組内容及び取組における役割分担を規定している第3条について、施策の追加と変更を行うものでございます。

それでは、本庄地域定住自立圏の形成に関する協定書に一部を変更する協定書により御説明いたします。

まず、第3条第1号、生活機能の強化に係る政策分野のうち、福祉に係る施策につきまして、項目及び取組の内容の変更を行い、介護人材確保対策とします。

順番が前後しますが、続いて、同分野の教育に関する施策として、教育支援の充実を新たに追加します。

続いて、同分野のその他に関する施策として、公共施設の相互利用を新たに追加します。

次に、第3条第2号、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野のうち、道路等の交通インフラの整備に関する施策のスマートインターチェンジへのアクセス道路の整備を削除します。

続いて、同分野のその他に関する施策として、地域住民の交流等の推進を新たに追加します。

最後に、第3条第3号、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野のうち、人材の育成等に関する施策について、一部内容の修正を行います。

その他、条文の追加に伴い、号ずれを改め、文言の整理をしております。

以上で、本庄地域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第42号 本庄地域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 町長提出議案第43号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第13 町長提出議案43号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第43号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

令和6年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,764万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億3,879万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

第2条は、債務負担行為の追加について、第2表債務負担行為補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は7,848万3,000円の増額補正で、児童手当交付金や就学前教育・保育施設整交付金などの増額となっております。

款16県支出金は934万4,000円の増額補正で、農業者に対する各種補助金や、ふるさと創造資金の増額などとなっております。

款19繰入金は1,556万6,000円の増額補正で、介護保険特別会計繰入金の増額となっております。

款20繰越金は2億8,275万6,000の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は4,150万円の増額補正で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金の増額などとなっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして4億2,764万9,000円を追加し、115億3,879万8,000円とするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

款2総務費から款7土木費及び款9教育費の各項目につきまして、人事異動による給与費の補正が共通点となっております。

初めに、款2総務費は1億7,972万5,000円の増額補正で、主な内容は、公共施設等用地取得及び施設整備基金、減債基金に係る積立金、総合行政情報システム事業に係る備品購入費、職員給与費などの増額となっております。

款3民生費は8,639万5,000円の増額補正で、主な内容は、職員給与費、児童手当支給事業に係る扶助費、民間保育所等整備事業に係る補助金などの増額となっております。

款4衛生費は1,755万6,000円の増額補正で、内容は職員給与費、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予防接種委託料の増額となっております。

款5農林水産業費は957万6,000円の増額補正で、内容は、職員給与費、農業振興事業に係る各種補助金の増額となっております。

款6商工費は726万8,000円の増額補正で、内容は、職員給与費、新規創業支援助成金、観光協会補助金の増額となっております。

款7土木費は93万7,000円の増額補正で、内容は、都市計画施設管理事業の会計年度任用職員に係る経費、職員給与費の増額となっております。

款8消防費は94万6,000円の増額補正で、内容は、災害対策事業に係る印刷製本費の増額となっております。

款9教育費は1億2,524万6,000円の増額補正で、内容は、職員給与費、教育施設整備基金積立金、小学校教育支援事業に係る図書購入費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして4億2,764万9,000円を追加し、110億3,879万8,000円とするものでございます。

4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正につきましては、上里町デマンド交通運行事業補助金、外国語指導

助手（ＡＬＴ）派遣業務委託の期間及び限度額の追加を行うものでございます。

以上、令和６年度上里町一般会計補正予算（第３号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明を申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） まず、総合政策課の前年度繰越金を使って基金への積立てをするわけなんですけれども、前年度の繰越しの2分の1を基金に積んでいくということでありましてけれども、今回、当初予算で一番多く取崩しをされたのは、いわゆる繰入れは財政調整基金だったかなというふうに思っているんです。例年ですと、大体ここで繰り出した分が戻るまではいなくても、財政調整基金に積んでいくというようなことが多かったと思うんですけれども、今回、当初予算で繰り出して、そしていきますと、財政調整基金は10億を切っている感じかなと思うんです。

このように、公共施設も今いろいろ動こうとしていますし、減債基金も重要ですし、教育施設整備も計画的にやっているというところで、こういう振り分けにした理由ですか、いわゆる金額の目標というのは財政調整基金だけですよ、標準財政は20%ぐらいにしておきたいという。そういうところで、20%を切る段階まで財政調整基金を予算で組み出したのに、今回の積立てを財政調整基金には充てなかった、この3つに振り分けた、その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

今年度の基金の積立てにつきましては、令和５年度を取崩しが高額であった基金に、この３基金を執行部のほうで考えまして積立てを検討いたしました。

公共施設等用地及び施設整備基金につきましては、コミセンの解体や道路設備、17号国道の

負担金等でだいぶ取崩しを行いました。教育施設整備基金では、七本木小学校等の改修に取り崩しております。減債は起債等の返済等で、今後の見通しを含めて取崩し等もありまして、主な理由につきましては、５年度、この３点の取崩し額が高額だったため、この３点について積立てをする方向で今回計上させていただきました。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番 沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君） 見て私も分かっているんですけども、確かに公共施設、また減債、しかしながら、財政調整基金が一番多く取り崩されて、７億近くのと崩しになっていると思うんですよ。そうしますと、財政調整基金は、やっぱりいざというときに、自由に使えるというところでは非常に重要な、積み立て過ぎる必要はないと思いますけれども、やっぱり重要な役割を果たす基金であるというふうに私は考えています。

ただいまの説明ですと、一番多く取り崩したところに充てなかった理由というのはちょっと分からないんですけども、その点について、もう一度お願いします。

○議長（黛 浩之君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 吉村貴文君発言〕

○総合政策課長（吉村貴文君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

議員おっしゃるとおり、今年度の当初予算に財政調整基金から約７億4,700万円の取崩しを行っております。これは当初予算のときなんですけど、そのほかの基金からも崩しておりますが、ここで一番多く崩しておりますが、５年度の決算でも財政調整基金は15億円程度ということであって、実際のところは崩しておりますので、この額になっております。

議員おっしゃるとおり、ここの財政調整基金は緊急事態や天災等の際にいろいろ使えるということで、その目標額、ここについては、おおよそ10から20%ということで、この現状でいきますと、約13億ぐらいが望ましいのかなということで思っております。この額に対してはまだ足りませんが、今回についてはまだ３月までありますが、ここのところにつきましては、この３基金のほう、執行部のほうも財調取崩しは十分把握しているんですけど、ここのところに積立てを行ったところでございます。

この点につきましては、今後見込まれる財政需要や予算の繰入れによる取崩し、補填、基金残高の規模など鑑みて今回はこの３つを選択させていただきました。

積立額の考え方については、３基金における令和５年度の減少比較、減少規模の割合を算出して、法に基づく積立対象額を案分して、この３つの基金で積立ての計上をしたものでござ

います。

以上であります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 子育て共生課のところの民間保育所の整備事業について、もし差し支えなければ、どういうところの保育所について支援していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

今回、対象となる施設につきましては、大字七本木のかがやき保育園になります。こちらの改修工事の計画があるわけですが、内容につきましては、給食設備、厨房ですね、こちらに関する廃棄設備及び合併処理浄化槽の廃棄設備の改修を行うというものでございます。厨房の廃棄設備につきましては、現在、厨房からダクトが出まして、四角い筒のようなもので、ダクトを通しまして、建物東側の中央付近に廃棄をしているという形になっております。

これにつきまして、匂いの関係でいろいろ地域の皆様からも御相談等ございましたので、これを地表付近ではなく、屋根の上にダクトを延ばすという形を考えております。屋根の上にダクトを持って行って、上空で廃棄する仕組みに改修するという内容でございます。

これによりまして、厨房からの匂いがより分散されやすくなるということで、周辺への臭気の影響を低減させるというものでございます。

同様に、合併処理浄化槽につきましても、匂いの処理につきまして、少し高い位置に上げて廃棄をするということで、周囲への匂いの影響を低減させるというような内容の計画になっております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 非常に、この支援についてありがたいなと思うんですよ。子どもというのは、これから上里町を背負って立つ子どもたちが、安全で安心して暮らせる、生活できる環境をつくるというのは、町長の子育て日本一という言葉からすれば当然だと思うんです。今後、こういう部分については、是非町のほうも強力な支援をお願いしたいと思います。この予算については、私はとても住民の意見を聞いているのではないかなというふうに思いますけれども、子育て共生課長が、その辺ところ、もしあれだったらお聞かせねがいます。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

子育てはいろいろな方が関係してやると、まず保護者ですね、次に、やっぱり地域も大事だと思います。これに保育をお願いするということで、事業者の方も非常に大事になります。ここに行政も当然絡んでくるということです。いい形の保育ができるように、皆さんの御意見を聞きながら、町としても考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ただいまのところなんですけれども、この保育所があそこに建設されるときに、地域の方から非常に心配の声がありましたよね。今回の改修は地域住民の方の生活を守っていったり、やはりそこで仲よく子育てができるということで大事だと思うんですけれども、今回の改修に当たっては、地域の方が保育園を通して要望を上げて、保育園から町のほうに要請があったのか、直接町のほうに地域住民の方から要望があったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田 亮君発言〕

○子育て共生課長（間々田 亮君） 沓澤議員の御質問に御説明いたします。

これ、当然事業主体は園になりますので、公立ということではなく、私立ですので、まず事業者の方にお話をいただくと。その中で当然町も一緒になって入っていったということでございますので、どちらかに一方ついてということではないと私は考えています。

基本的には、まず事業主である保育園さんに御意見を言っていただくと、その上で町もその間に入らせていただくというふうに考えて対応してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 老人福祉費の高齢者お出かけサポート助成予算なんですけれども、48万6,000円増額ということで、当初が53万5,000円でしたので、約倍増かなというふうに思う

ところですよ。どのような利用状況なのか、そして、何か先ほど実施要綱の改正を行うための印刷代も同時に行われるということも説明されていたと思うんですけども、その内容、要綱の変更内容もちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

高齢者お出かけサポート助成事業補助金ということで、今回48万6,000円の増額を計上させていただきました。こちらの利用状況でございますけれども、昨年度の状況から、当初予算で110人の利用を見込んでいたところなんですけれども、これまでの利用状況からすると、年度末までに141人必要かということで、この金額を計上してございます。

要綱の改正というところなんですけれども、1つは、今まで24枚交付だったんですね、1人の方に。それを28枚に増やしました。また、一度に使える枚数を1枚だったものから2枚に変更させていただいております。利用者も増えて、また、そういった利用しやすい状況ができましたので、だいたいこれからも利用者が伸びていくのではないかなと考えているところでございます。

印刷製本費につきましては、これはタクシーの利用券のほうが足りなくなるので、増額させていただいているところです。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありますか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 要綱の変更で利用しやすい状況がつくられているということで、とてもいいことだなというふうに思います。

今後、コミュニティバス等も、公共交通そのものが見直されていく中で、このお出かけサポートの継続、要綱を見直して使いやすいようにしていただいているわけなんですけれども、どのように移行を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

デマンドにつきましては、これはあくまでも、その停留所から停留所までという形で、こちらのお出かけサポートはタクシーを利用しますので、ドア・ツー・ドアという形になります。なるべく、そのデマンドが御利用いただける方にはそちらを御理解いただいて、それがなかなか停留所までの移動も難しいという方は、この福祉サポート助成事業であるお出かけサポート

を使って、ドア・ツー・ドアで移動していただくものを考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 保健センター、健康保険課のところのコロナウイルスワクチンなんですけれども、予防接種委託料として1,653万円ということでありますけれども、この対象者をどのぐらい見込んでいるのかと、この接種に関わる内訳というんでしょうか、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 亀田真司君発言〕

○健康保険課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、1つ目、対象者につきましては、原則65歳以上の方を対象と見込んでおるわけですが、その対象者の数が約8,880名程度、そこで昨年度実施しました65歳以上の方の接種率、約55%を掛けまして、接種していただく見込みの数と言いますと、約5,000人を見込んでおります。

また、今回1,653万円増額補正をさせていただいたんですけれども、この大きな要因としては、ワクチンの単価が大幅に変更となりました。昨年5月の末の時点でワクチン単価3,260円であったものが、この年の2月のワクチンメーカーの意見聴取によりますと、1万1,600円程度に大きく跳ね上がったというところですね、約8,340円ワクチン単価の差額が生じたというところで、当初の予算と比較いたしますと、附則が生じたため、今回増額補正をしたものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

4番戸矢隆光議員。

〔4番 戸矢隆光君発言〕

○4番（戸矢隆光君） 15ページの農業振興事業の中で、負担金補助及び交付金の中で、補助金ということで、あまかおべにべに倍增作戦展開事業費補助金、元気な野菜産地づくりの支援事業費補助金、施設園芸パイオニア技術推進事業費補助金ということで、合計で898万6,000円、これは新しく県の事業で出てきたのかなと思いますけれども、これが個人に交付するのか、それとも農業生産法人でなければできないのか。それで、どのような野菜、また、どのような施設園芸の人に補助するのか。分かる範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思います。

ます。

○議長（黛 浩之君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 岩崎賢二君発言〕

○産業振興課長（岩崎賢二君） 戸矢議員の質問に説明をさせていただきます。

今回計上させていただいた埼玉県の補助金ということで、県も6月の補正でこの事業を始めたというところでございます。

内容につきましては3種類ございまして、あまかおべにべに倍增作戦展開事業ということで、こちら県西1号品種、あまりん、かおりん、べにたま、この苗生産と高品質化の支援を目的としてイチゴの育苗施設に必要な機材だとか、遮光資材の導入を支援させていただくものでございます。

続いて、元気な野菜産地づくり支援事業といたしましては、こちらは路地野菜の生産拡大や契約取引の拡大につながる栽培全体や収穫調整の省力化に資する機械施設の導入を支援させていただくというものでございます。

こちらの元気な野菜産地づくりにつきましては、対象品目が17品目ございまして、大根、ニンジン、里芋、白菜、キャベツ等々で指定されているものでございます。

最後の施設園芸パイオニア技術推進事業につきましては、こちらは栽培管理や環境管理の自動化、省力化などに資するスマート農業技術の普及拡大、またはグループによるデータ活用推進、さらには耕運機のハウスの消音対策、収穫調整作業の省力化の推進を主に支援をさせていただくというものでございます。

申請状況につきましては、まず、あまかおべにべに倍增作戦展開事業につきましては、認定農業者に3件支援をさせていただく予定でございます。こちらはパイプハウス資材であったり、カタツムリのトレイであったり、その他、点滴チューブであったりとかということで、イチゴの栽培に必要なものになります。

元気な野菜産地づくり支援事業につきましては、認定農業者1名、1件でございます。こちらはトラクターの導入を目指しております。

最後に、施設園芸パイオニア技術推進事業につきましては、こちら認定農業者1件でございまして、自動ラップ包装機の導入ということで支援をさせていただくというような形になります。

説明は以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 小学校教育支援事業の備品購入費なんですけれども、デジタル図書というふうに言われたと思うんですけれども、今度デジタル教科書に切り替えていくという考え方なんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

一気に切り替えるのではなく、やはり活用方法を確認しながら今までの本、そしてデジタル教科書を有効活用していくという形で考えております。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そうしますと、今回の248万円の補正で、どの程度各学校に、全部ではなくて徐々にということなんですけれども、どの程度配備されるのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） こちらのデジタル教科書というのは、児童・生徒のは無償になります。こちらで計上させていただくのは、教職員、それを活用するときに、児童・生徒が活用するときに、指導するための指導書というのがデジタルのものが必要になりますので、こちらのほうを教職員のほうが希望するものを入れていきたいという形で。子どものほうのデジタル教科書は無償になりますので、それを指導するための指導書の中をデジタル化のものを活用しないと使用できないということで、こちらのほうを進めていくという形になります。

また、ここで正直小学校のほう、今どのようにやっているかというのを各学校調査させていただいたところ、デジタル教科書の指導書がないとやりづらいという要望が各小・中学校、特に小学校上がってきましたので、やはりこちらの教育のDXの推進のためには、そちらのほうを整備していかなければいけないという形で、ここで補正のほうを取らせていただいたという形になります。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） 今のところなんですけれども、大体沓澤議員が質問してくれたんですけれども、私もこのデジタル図書、教師用の教材というふうには認識していたんですけれども、

今の説明ですと、児童・生徒というか、児童用の教材については無償だと、教師用の教材についてのデジタル図書購入費用が248万ということですが、デジタル図書、素人的に考えると、児童が使うデジタルの教科書と共通している、ほぼ共通している教師用の教材というふうに私は理解しているんですけども、この教材には、例えば単純に、英語、国語、算数とかあるんですけども、それを要するにデジタル図書として購入するということは、簡単に言うと、ソフトをインストールするということだと思うんですよ。

そうすると、今質問があったように、各、例えば小学校5つあるけれども、その中で、1つの教科、例えば国語なら国語だけを各小学校の教師、先生にデジタル図書をインストールするというふうに、私はそういう理解しているんですけども、それでいいんですか。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 齊藤議員の御質問に御説明させていただきます。

こちらのほうをデジタル教科書という形で権利が発生しますので、1人の教員に1つのデジタル指導書のほうを購入しなければインストールできないものですから、そちらのほうをインストールして、齊藤議員おっしゃるとおり、教職員のタブレットに入れていくという形になります。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

8番齊藤崇議員。

〔8番 齊藤 崇君発言〕

○8番（齊藤 崇君） そうすると、規模は、5つの小学校あって、今1人の教職員という説明があったけれども、教職員、例えば1年生の担任というのと、全5校で最低5人はいるわけだね。そうすると、それを単純に足していくと、6年生まで入れるとかなりの教師というか、先生がいて、その一人一人のタブレットにインストールしていくのには、これは248万というのは、ごく一部の補正で、全体的に全てカバーするとかなりの予算というか、金額になると思うんですけども、その辺、今後どういうふうに進めていくのか、毎年毎年少しずつやっていくのか、それでは結局児童のほうに追いつかないというか——というような気がするんですけども、単純に、素人的に。その辺ちょっと説明してくれますか。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

先ほど、ちょっと私のほうが1人、1つのデジタル教科書指導書が1人という形という御説

明したんですが、1つの学校にライセンスが行きますので、それをずっと使っていけるというライセンス型になります。

また、こちらのほうを補正を組ませていただいたのは、令和6年度、今年購入で1,692万円という形で、一応こちらのほうを出させていただいて、それで各学校が足りない、この教科も入れてくださいというのがあったので補正を組ませていただいているという形になります。

どの教科を入れていくかということは、全ての教科一遍にというよりも、やはり学校現場から希望があったものを検証しながら入れていくという形で進めていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 債務負担行為の外国語指導助手の派遣業務委託でありますけれども、来年度もスタート時点から戸惑うことがないようにやっていくというのは当然のことで理解しているんですけれども、最近やっぱりALTの先生たちの給与とかが低くて生活ができないという報道がされていて、派遣というスタイル、だから、町が直接雇用することによって、この予算が直接配分されて、教師の方に行くと思うんですけれども、派遣というスタイルだと、間で持っていつてしまわれるということがあると思うんですね。それで、やっぱり働き方改革、特に子どもたちの教育に携わる先生が、生活が苦しくて非常に大変な思いをされるということでは困ると思うんですよ。その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

沓澤議員おっしゃるとおり、費用、ALTのその辺のことを鑑みまして、今年度320万円増で、こちらのほうを上げさせていただいております。

また、こちらのほうが物価高騰とか、やはり円安という形でこちらから提示する金額のほうを増やしていかないと、どうしてもALTの生活当然も鑑みて、この金額で今回やらさせていただいているという形になります。

また、町独自でとなってくきますと、ALTは学校現場に入りますので、それなりに教育をこちらのほうでしたり、いろいろなやはり学校現場に入れるまでの手間隙がかかってくるとともに、また、いろいろな意味でしっかりと最新の形を勉強する機会をこちらが提供するというのも今厳しい状況になりますので、こちらのほうを業務委託という形でやらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 確かに、前回の債務負担行為の額から比べると上がったなというふうに私も見ているんですけども、実際問題、先生たちに支給されている額というのは、どのような状態なのかつかんでいらっしゃいますか。ここで上げることによって、それがどのぐらい給与の引上げに結びつくものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育指導課長。

〔教育指導課長 櫻井達夫君発言〕

○教育指導課長（櫻井達夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

こちら業務委託で、ALTのほうに幾ら入っているかというのは、申し訳ありませんが、こちらのほう把握していないというのが現状になります。申し訳ありません。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第43号 令和6年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第44号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第14 町長提出議案44号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第44号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,043万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款6繰入金は813万2,000円の増額補正で、職員給与費等繰入金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして813万2,000円を追加し、32億5,043万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1総務費は813万2,000円の増額補正で、人事異動に伴う給与費の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして813万2,000円を追加し、32億5,043万3,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第44号 令和6年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 15 町長提出議案第 45 号 令和 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

○議長（黛 浩之君） 日程第15 町長提出議案45号 令和 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 御提案申し上げました議案第45号 令和 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

令和 6 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによります。

まず、第 1 条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億1,696万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億231万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によると規定するものでございます。

2 ページを御覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款 2 国庫支出金は27万7,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

款 3 支払基金交付金は12万9,000円の増額補正で、地域支援事業支援交付金の増額となっております。

款 4 県支出金は15万2,000円の増額補正で、地域支援事業交付金の増額となっております。

続く、款 5 繰入金は99万4,000円の増額補正で、地域支援事業繰入金、低所得者保険料軽減分繰入金（過年度分）、事業費繰入金の増額となっております。

款 6 繰越金は 1 億1,541万2,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして 1 億1,696万4,000円を追加し、22億231万2,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款 1 総務費は 2 万7,000円の増額補正で、会計年度任用職員の費用弁償の増額となっております。

ます。

款 4 地域支援事業費は99万5,000円の増額補正で、人事異動に伴う職員給与費及び介護支援専門員研修費の増額となっております。

款 5 諸支出金は1億1,594万2,000円の増額補正で、保険料還付金の増額及び介護給付費等の前年度実績による精算で、国・県支払基金への返還、一般会計への繰出金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして1億1,696万4,000円を追加し、22億231万2,000円とするものでございます。

以上、令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点質問させていただきます。

償還金及び還付加算金が1億を超えるということは今まであまりなかったことなので、何か大きな変化というか、あったんでしょうか、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 山田 隆君発言〕

○高齢者いきいき課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

こちらの返還金につきましては、令和5年度の決算に基づく返還となります。令和5年度は特に施設サービス、こちらのほうが大幅に減となりまして、当初の見込みより下がったために、こちらの返還金が増となったものでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第45号 令和6年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件

を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（黛 浩之君） 日程第16 町長提出諮問案 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました諮問第 1 号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の笠原洋子氏が本年12月31日をもちまして任期満了となりますので、後任者の推薦を行いたく機会の意見を求めるものでございます。

それでは、人権擁護委員に新たに推薦する美澤俊則氏について御紹介申し上げます。

美澤俊則氏は、大字帯刀470番地に在住、昭和32年 9 月13日生まれの66歳でございます。

昭和53年 3 月に、埼玉工業専門学校を卒業、同年 4 月から埼玉県陸運事務所熊谷支所に勤務されてこられました。

退職後は、平成28年12月から 6 年間、民生委員・児童委員を務められました。この間、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って相談に応じ、地域の福祉増進に熱意を持って取り組まれてこられました。

地域での見守りや相談を受けてきた経験から、人権に対する関心と知識は高く、地域に根差した人権啓発の推進が期待されるとともに、人権擁護委員として、人格、識見共に申し分ないため、新たに推薦したいと存じます。

以上、推薦する 1 名につきまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、議会の意見をいただきたく、ここに御提案申し上げた次第でございます。

なお、任期は 3 年でございます。

慎重に御審議いただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は、推薦に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本件は推薦に同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午後0時0分休憩

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 町長提出認定第1号 令和5年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 町長提出認定第2号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 町長提出認定第3号 令和5年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 町長提出認定第4号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 町長提出認定第5号 令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 町長提出認定第6号 令和5年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

◎日程第23 町長提出認定第7号 令和5年度上里町下水道事業決算の認定について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

この際、日程第17、町長提出認定第1号 令和5年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18、町長提出認定第2号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19、町長提出認定第3号 令和5年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決定認定についての件、日程第20、町長提出認定第4号 令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21、町長提出認定第5号 令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22、町長提出認定第6号 令和5年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について件、日程第23、町長提出認定第7号の令和5年度上里町下水道事業決算の認定についての件、以上の7件を会議規則第37条の規定により一括議題とし、審議、採決については会計ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第17、町長提出認定第1号から日程第23、町長提出認定第7号まで、以上の7件を一括議題とすることに決定いたしました。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

最初に、日程第17、町長提出認定第1号 令和5年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、町長提出認定第7号 令和5年度上里町下水道事業決算の認定についてまでの総括説明を求めます。

副町長。

〔副町長 島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君） 認定第1号 令和5年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について提案説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度上里町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

初めに、令和5年度決算概要を申し上げます。

歳入の根幹となる町税でございますが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されて以降、穏やかな回復基調を取り戻し、複数の税目の増収によりまして、前年度に対し、1.9%、7,600万円の増額となりました。

歳入は、大半の科目で減額となりましたが、株式等譲渡所得割交付金は、株式市場における取引の活況に伴い、前年度に対し、68.1%の増額となりました。

減額となった主なものといしましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連の負担金等

の減や、対象事業の減による社会資本整備総合交付金の減などによりまして、国庫支出金が前年度に対し、15.0%の減額、中学校管理運営事業債の減や施設整備関係の基金の活用による地方債発行の抑制などによりまして、町債が前年度に対し、26.5%の減額となりました。

歳入全体の収入済額といたしましては、前年度に対し、5.2%減額の117億3,953万9,600円となっております。

次に、歳出面での特徴といたしましては、こちらも歳入同様、複数の科目で減額となる中、住民税非課税世帯等給付金や長幡児童館・長幡公民館複合化改修工事費の増などによりまして、民生費が前年度に対し、6.5%の増額、多目的スポーツホール計画改修工事費や学校給食費臨時補助金の増などによりまして、教育費が前年度に対し、3.2%の増額となりました。

減額となった主なものといたしましては、各種基金への積立金やキャッシュレス決済推進事業の減などによりまして、総務費が前年度に対し、17.3%の減額、降ひょうによる農業災害対策に係る補助金等の減などによりまして、農林水産業費が前年度に対し、43.3%の減額、神流リバーサイドロードや児玉工業団地線の築造工事費の減などによりまして、土木費が前年度に対し、15.8%の減額となりました。

こうしたことから、歳出全体の支出済額といたしましては、前年度に対しまして、3.8%減額の111億3,986万2,250円となっております。令和5年度の決算概要については、以上となります。

それでは、歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

歳入ですが、款項の内容と款項それぞれの予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額及び予算現額と収入済額との差が記載されております。

初めに、款1の町税でございますが、収入済額が41億8,300万9,384円となっております。不納欠損額は509万2,527円で、収入未済額は6,268万3,741円となっております。予算現額と収入済額との比較では、収入済額が予算現額を1億3,053万8,384円上回っております。町税の収入済額を前年度と比較いたしますと、7,624万2,094円の増額となっております。

なお、町民税や固定資産税等の内訳は、記載のとおりでございます。

続きまして、款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税を合わせて、収入済額は1億2,570万1,000円となっております。前年度と比較いたしますと、146万1,000円の増額となっております。

款3利子割交付金につきましては、収入済額121万7,000円、前年度と比較いたしますと、15万3,000円の減額となっております。

款4配当割交付金につきましては、収入済額2,217万円、前年度と比較いたしますと、648万2,000円の増額となっております。

続いて、款5株式等譲渡所得割交付金につきましては、収入済額2,572万8,000円、前年度と比較いたしますと、1,042万1,000円の増額となっております。

款6法人事業税交付金につきましては、収入済額5,701万円、前年度と比較いたしますと、358万3,000円の増額となっております。

款7地方消費税交付金につきましては、収入済額7億869万5,000円、前年度と比較いたしますと、191万7,000円の増額となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金につきましては、収入済額864万3,670円、前年度と比較いたしますと、64万6,310円の減額となっております。

款9環境性能割交付金につきましては、収入済額2,314万1,000円、前年度と比較いたしますと、176万円の増額となっております。

款10地方特例交付金につきましては、収入済額3,705万1,000円、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増などによりまして、前年度と比較いたしますと、40万4,000円の増額となっております。

款11地方交付税につきましては、収入済額14億7,203万5,000円、前年度と比較いたしますと、7,641万8,000円の減額となっております。

そして、款12交通安全対策特別交付金につきましては、収入済額464万2,000円、前年度と比較いたしますと、30万6,000円の減額となっております。

恐縮です。2ページを御覧ください。

款13分担金及び負担金につきましては、保育所運営費保護者負担金や放課後児童クラブ保護者負担金が主なもので、収入済額は6,829万7,088円となっております。不納欠損額は2万1,500円で、収入未済額は152万4,660円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、327万5,383円の増額となっております。

款14使用料及び手数料につきましては、上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料や戸籍住民基本台帳手数料などが主なものとなっております。収入済額は、合計で1億44万1,034円、前年度と比較いたしますと、129万5,004円の減額となっております。

なお、収入未済額が573万5,525円となっておりますが、これは町営住宅及び町営住宅駐車場使用料などの収入未済額でございます。

続く、款15国庫支出金ですが、項1国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金、児童手当交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などが主なものとなっております。

項2国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの総務費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金などの民生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保

事業費補助金などの衛生費国庫補助金、社会資本整備総合交付金などの土木費国庫補助金。国宝重要文化財等保存整備費補助金などの教育費国庫補助金などがございます。

また、項3委託金といたしましては、基礎年金事務費委託金が主なものとなっております。

これら国庫支出金の収入済額は、合計で18億1,290万3,424円となりまして、前年度と比較いたしますと、3億2,117万7,518円の減額となっております。

続いて、款16県支出金ですが、項1県負担金の主なものは、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付交付金などに加え、国民健康保険や後期高齢者医療の保険基盤安定負担金などがございます。

項2県補助金につきましては、重度心身障害者医療費支給事業補助金などの民生費県補助金。合併処理浄化槽設置整備事業奨励交付金などの衛生費県補助金。多面的機能支払交付金などの農林水産業費県補助金。教育支援体制整備事業費補助金などの教育費県補助金が主なものとなっております。

項3委託金につきましては、個人県民税徴収事務委託金や埼玉県知事選挙費委託金などでございます。

これら県支出金の収入済額は、合計で8億970万4,514円となりまして、前年度と比較いたしますと、3,863万5,185円の減額となっております。

続く、款17財産収入につきましては、財産運用収入と財産の売却収入の合計で、収入済額517万9,160円となりまして、前年度と比較いたしますと、1,415万4,967円の減額となっております。

款18寄附金につきましては、ふるさと納税などの一般寄附金が収入済額9,116万1,243円となりまして、前年度と比較いたしますと、3,492万6,257円の減額となっております。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金は、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金、教育施設整備基金繰入金、減債基金繰入金が主なものとなっております。

項2特別会計繰入金は、介護保険特別会計より繰入れを行いました。繰入金の収入済額は合計で8億6,176万9,250円、前年度と比較いたしますと、866万9,080円の増額となっております。

次に、款20繰越金ですが、前年度からの繰越金の収入済額が7億9,931万9,898円、前年度と比較いたしますと、1億1,866万1,513円の減額となっております。

款21諸収入は、町税延滞金、埼玉県市町村振興協会市町村交付金、介護予防サービス計画費などが主なもので、収入済額は1億1,437万7,911円となっております。不納欠損額は383万6,052円で、収入未済額は5,193万8,463円となっております。収入済額を前年度と比較いたしますと、91万3,793円の増額となっております。

次に、3ページを御覧ください。

款22町債につきましては、長幡児童館・長幡公民館複合化事業債や各種道路整備事業債などを借入れたもので、借入れ総額は4億603万4,000円となっております。前年度と比較いたしますと、1億4,652万9,000円の減額となっております。

款23自動車取得税交付金につきましては、収入済額130万9,024円、前年度と比較いたしますと、101万2,162円の増額となっております。

歳入合計につきましては、予算現額118億4,437万3,000円、調定額118億7,037万2,068円、収入済額117億3,953万9,600円。

なお、不納欠損額は895万79円、収入未済額の合計は1億2,188万2,389円となっております。予算現額と収入済額との比較では、町税や地方消費税交付税などの収入は予算現額を上回りましたが、国庫支出金、繰入金、町債などが予算現額を下回ったことによりまして、収入済額が予算現額を1億483万3,400円下回る結果となりました。

なお、予算現額を下回った国庫支出金、繰入金、町債などは、住民税非課税世帯等給付金事業や町営四ツ谷団地改修工事など、令和6年度に繰り越された事業の財源となるものでございまして、事業完了後に歳入として受入れを行うものでございます。

以上が歳入の状況となります。

続きまして、歳出でございますが、4ページを御覧ください。

款項の内容と款項それぞれの予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較が記載されております。

まず、款1議会費は、支出済額が1億652万2,418円、前年度と比較いたしますと、280万4,504円の減額となっております。

款2総務費は、支出済額が18億1,488万8,763円でございます。項1総務管理費から項6監査委員費まで幅広い事業を行っております。前年度と比較いたしますと、3億7,900万7,092円の減額となっております。

款3民生費は、支出済額が42億1,287万9,413円でございます。項1社会福祉費は、障害者福祉事業、老人福祉事業、男女共同参画推進センター運営事業、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計繰出金などとなっております。

項2児童福祉費は、こども医療費支給事業、児童手当支給事業、公立保育園や児童館の運営事業、子どものための教育・保育給付事業などを実施しております。

項3災害救助費は、災害救助事業として、災害見舞金の給付などを実施しております。民生費の支出済額を前年度と比較いたしますと、2億6,473万361円の増額となっております。

続きまして、款4衛生費は、支出済額が8億4,369万9,422円でございます。項1保健衛生費は、予防対策事業、母子衛生事業、健康推進事業、公害対策事業、上水道経営健全化事業な

どを実施しております。

項2清掃費は、児玉郡市広域市町村圏組合への清掃施設運営事業負担金、一般廃棄物などの収集運搬委託事業などを実施しております。衛生費の支出済額を前年度と比較いたしますと、597万2,009円の増額となっております。

款5農林水産業費は、支出済額が1億8,148万5,017円でございます。項1農業費は、農業委員会事業、農業振興事業、土地改良推進事業などを実施しております。項2林業費は、森林環境譲与税基金への積立てを行っております。農林水産業費の支出済額を前年度と比較いたしますと、1億3,847万1,092円の減額となっております。

款6商工費は、支出済額が1億4,455万293円でございます。主なものは、指定企業施設奨励金などの商工業振興事業や消費生活専門相談員設置などの消費生活対策事業を実施しております。前年度と比較いたしますと、3,892万3,532円の減額となっております。

款7土木費は、支出済額が8億6,644万1,854円でございます。主な事業を申し上げますと、町道の維持補修や新設改良事業、児玉工業団地線事業、神流リバーサイドロード事業、河川管理事業、駅北まちづくり事業、公園管理事業、上里ゴルフ場管理事業、下水道経営健全化事業、町営住宅管理事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、1億6,249万2,198円の減額となっております。

次に、款8消防費は、支出済額が4億2,452万3,572円でございます。児玉郡市広域市町村圏組合消防事業、消防団運営事業、災害対策事業などを実施しております。前年度と比較いたしますと、1,462万7,047円の増額となっております。

款9教育費は、支出済額が15億644万9,185円でございます。

5ページを御覧ください。

主な事業を申し上げますと、項1教育総務費は、教育委員会事務局運営事業、学力向上推進事業や学校運営事業。項2、項3の小学校費、中学校費は、小・中学校の管理運営事業及び教育振興事業。項4社会教育費は、社会教育推進事業や公民館、図書館、郷土資料館の運営事業。項5保健体育費は、スポーツ振興事業や体育施設管理運営事業、本庄上里学校給食組合運営事業などを実施しております。教育費の支出済額を前年度と比較いたしますと、4,733万7,107円の増額となっております。

款10公債費は、支出済額が9億3,832万7,903円、前年度と比較いたしますと、5,757万6,174円の減額となっております。

款11諸支出金は、支出済額が9万4,464円、前年度と比較いたしますと、12万634円の減額となっております。9

歳出合計は、予算現額118億4,437万3,000円に対しまして、支出済額111億3,986万2,250円と

なりました。

以上から、予算現額と支出済額との比較は7億451万750円となっております。

なお、住民税非課税世帯等給付金事業や町営四ツ谷団地改修工事などの翌年度繰越額は3億2,295万5,040円となっております。予算現額と支出済額との比較から、翌年度繰越額を差し引いた不用額は3億8,155万5,710円となっております。

以下、6ページから86ページまでが一般会計の歳入歳出決算事項別明細書となっております。

次に、少々飛びまして、87ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

区分1の歳入総額は117億3,953万9,600円、2、歳出総額は111億3,986万2,250円、3、歳入歳出差引額は5億9,967万7,350円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)繰越明許費繰越額が3,279万8,600円、(3)事故繰越し繰越額が134万2,440円となっていることから、5の実質収支額が5億6,553万6,310円となっております。

なお、その下の6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、88ページから90ページは、財産に関する調書でございます。

まず、88ページ、1公有財産の(1)土地及び建物でございます。

土地につきましては、合計として、決算年度中増減高が1,279平方メートルの増加でございますので、決算年度末現在高は、60万2,228.94平方メートルとなりました。

建物につきましては、合計として、決算年度中増減高が808.59平方メートルの減少でございますので、決算年度末現在高は7万8,426.14平方メートルとなりました。

続いて、89ページは、(2)出資による権利でございますが、上里町公共下水道事業会計出資証が1,356万3,000円の増額となり、決算年度末現在高は1億4,730万9,000円となっております。

続いて、2の物品については、軽自動車の決算年度中増減高が1台増加となり、決算年度末現在高は31台となっております。

次に、3の債権ですが、奨学資金貸付金は、返済額と貸付額の差額が596万4,000円となりまして、決算年度末の奨学資金貸付総額が2,413万3,000円となっております。住宅資金貸付金は、返済額が430万6,430円となりまして、決算年度末の住宅資金貸付金の残額は4,453万5,667円となっております。

次に、90ページは基金でございます。

1の土地開発基金は、決算年度中増減高はございませんでした。

2の公共施設等用地取得及び施設整備基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は1億6,832万6,529円の減額、決算年度末現在高は11億9,091万2,884円となっております。

3の財政調整基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は2億3,265万6,880円の増額、決算年度末現在高は16億4,135万8,407円となっております。

4の奨学資金貸付基金は、返済から貸付けを差し引いた596万4,000円を現金として積み立てました。債権は同額が減少となります。決算年度末現在高は、現金が1億4,241万7,000円、債権は2,413万3,000円となっております。

5の減債基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は8,472万3,853円の減額、決算年度末現在高は9億3,398万8,120円となっております。

6のいきいき福祉基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は2,095万7,443円の減額、決算年度末現在高は4億3,307万1,060円となっております。

7の教育施設整備基金は、取崩しや積立ての結果、決算年度中増減高は1億9,756万6,400円の減額、決算年度末現在高は9億1,539万2,763円となっております。

8の森林環境譲与税基金は、116万4,000円を積立て、決算年度末現在高は166万4,000円となっております。

以上、令和5年度上里町一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

失礼いたしました。1か所、私の原稿の読み間違いございました。

4ページに歳出がございますが、その中の款3民生費につきまして、支出済額が42億1,287万9,413円というふうに申し上げましたが、億の単位が間違っておりまして、43億1,287万9,413円が正しい数字となっております。誠に失礼いたしました。

続きまして、認定第2号 令和5年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

歳入歳出決算書の91ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、34億1,241万5,563円、こちらが歳入総額となります。

次に、92ページを御覧ください。

支出済額の最下段、33億7,244万2,744円、こちらが歳出総額となります。

少し飛びまして、105ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は3,997万2,819円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和５年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、国民健康保険税は減額となったものの、県支出金の増額により、総額では前年度に比べ１億１,９９６万５,４２６円の増額となりました。

歳出につきましては、医療費の増額に伴う保険給付費の増額や保健事業費の増額等により、総額では前年度に比べ１億３,５６９万５,９２８円の増額となりました。

以上、令和５年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第３号 令和５年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

１０７ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、２２億３,５０９万３,８５６円、こちらが歳入総額となります。

次に、１０８ページを御覧ください。

支出済額の最下段、２０億８,８７７万１,９１１円、こちらが歳出総額となります。

少し飛びまして、１２０ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は１億４,６３２万１,９４５円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和５年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、介護給付費の増額に伴い、国庫、県費及び支払基金交付金の収入が増額になるなど、総額では前年度に比べ１億４２２万５,５０４円の増額となりました。

歳出につきましては、居宅介護サービス給付費の増額や前年度決算に伴う国・県・町への返還額が増額となるなど、総額では前年度に比べ７,１２７万８,８８３円の増額となりました。

以上、令和５年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第４号 令和５年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

123ページ以降で御説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、3億7,527万7,236円、こちらが歳入総額となります。

次に、124ページを御覧ください。

支出済額の最下段、3億7,223万612円、こちらが歳出総額となります。

少々飛びまして、129ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は304万6,624円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和5年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、被保険者数の増加により保険料や繰入金が増額となったため、総額では前年度に比べ2,163万42円の増額となりました。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合への納付金の増額により、総額では前年度に比べ2,103万6,453円の増額となりました。

以上、令和5年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

次に、認定第5号 令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

こちらは131ページ以降で説明いたします。

初めに、決算額ですが、収入済額の最下段、3,603万9,826円、こちらが収入総額となります。

次に、132ページを御覧ください。

支出済額の最下段、881万6,793円、こちらが歳出総額となります。

なお、歳入歳出差引残高につきましては、令和6年4月1日に地方公営企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定による農業集落排水事業会計へ引き継いでございます。

次に、少々飛びまして、135ページを御覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は2,722万3,033円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額は差引額と同額でございます。

令和5年度の決算概要を申し上げます。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金の増額や企業会計移行に伴う前年度からの繰越金や企業会計移行に伴う業務委託に公営企業適用債を適用したことから、総額は前年度に対し

839万7,469円の増額となっております。

歳出につきましては、企業会計移行に伴う業務委託などにおきまして、企業会計移行による打切決算により、出納整理期間が存在せず、未払金が発生したため、総額は前年度に対し1,549万4,567円の減額となっております。

以上、令和5年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第6号 令和5年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和5年度上里町水道事業決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度上里町水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和5年度上里町水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思います。

資料の1ページをお開きください。

(1)収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第1款事業収益は、当初予算額6億4,702万1,000円、補正予算額243万8,000円を減額し、予算額合計6億4,458万3,000円に對しまして、決算額6億2,158万3,278円でございます。

支出につきましては、第1款事業費は、当初予算額5億7,027万8,000円、補正予算額6,472万4,000円を減額し、予算額合計5億555万4,000円に對しまして、決算額4億4,289万523円でございます。

次に、2ページの(2)資本的収入及び支出ですが、収入につきましては、第1款資本的収入は、当初予算額6億55万9,000円、補正予算額3億3,700万円を減額し、予算額合計2億6,355万9,000円に對しまして、決算額1億1,923万5,400円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出は、当初予算額7億9,698万7,000円、補正予算額1億2,599万3,000円を減額し、予算額合計6億7,099万4,000円に對しまして、決算額3億2,216万8,858円でございます。翌年度繰越額につきましては、合計3億1,055万3,000円を繰越いたしました。

枠の下、収入額が支出額に不足する2億293万3,458円は、当年度分消費税資本的収支調整額647万3,522円、当年度分損益勘定留保資金1億1,214万7,820円及び減債積立金8,431万2,116円で補填いたしました。

次の３ページから７ページにかけて水道事業の財務諸表となっており、以降に、水道事業報告書などの附属書類となっております。

ここで、恐縮ですが、５ページをお開きください。

令和５年度上里町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

令和５年度上里町水道事業決算に伴う未処分利益剰余金４億６,０６９万９,０９８円のうち、１億８,４３１万２,１１６円を減債積立金に積立て、１億４,１９２万６,４１８円を資本金に組入れ、その結果、処分後残高１億３,４４６万５６４円となります。

以上、令和５年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

続きまして、認定第７号 令和５年度上里町下水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和５年度上里町下水道事業決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

別刷りの令和５年度上里町下水道事業決算報告書及びその他財務諸表を御覧いただきたいと思います。

こちらの資料１ページをお開きください。

(１)収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、第１款下水道事業収益は、当初予算額２億４,４８８万８,０００円、決算額２億５,９３１万４,３１９円でございます。

支出につきましては、第１款下水道事業費用は、当初予算額２億４,２３６万９,０００円、補正予算額６９万７,０００円を増額し、予算額合計２億４,３０６万６,０００円に対しまして、決算額２億３,６７７万９,２９８円でございます。

次に、２ページにございます(２)資本的収入及び支出でございますが、収入につきましては、第１款資本的収入は、当初予算額３億９,２９２万７,０００円、補正予算額４,６３０万円を増額し、予算額合計４億３,９２２万７,０００円に対しまして、決算額３億８,４１３万２,２００円でございます。

支出につきましては、第１款資本的支出は、当初予算額４億７,６０１万９,０００円、補正予算額３,４４２万９,０００円を増額し、予算額合計５億１,０４４万８,０００円に対しまして、決算額４億６,５３９万６,２７９円でございます。

枠の下、収入額が支出額に不足する８,１２６万４,０７９円は、当年度分消費税資本的収支調整額２,０６８万７,８２１円、過年度分損益勘定留保資金３,４０８万９,２５９円、当年度分損益勘定留保資金２,６４８万６,９９９円で補填いたしました。

次の３ページから７ページにかけて、下水道事業の財務諸表となっており、以降に下水道事

業報告書などの附属書類となっております。

以上、令和５年度上里町下水道事業決算の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきます。

○議長（黛 浩之君） 次に、令和５年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

なお、説明は自席にて着座のままでお願いいたします。

健康保険課長。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 亀田真司君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和５年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

高齢者いきいき課長。

〔以下、上程中の議案について 高齢者いきいき課長 山田隆君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は14時50分からとします。

午後２時３７分休憩

午後２時５０分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

詳細説明を続行いたします。

令和５年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

健康保険課長。

〔以下、上程中の議案について 健康保険課長 亀田真司君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和５年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 飯島 博君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和５年度上里町水道事業剰余金の処分及び決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 飯島 博君補
足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和５年度上里町下水道事業決算の認定についての詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔以下、上程中の議案について 上下水道課長 飯島 博君補
足説明〕

○議長（黛 浩之君） 次に、令和５年度上里町一般会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 吉村貴文君補
足説明〕

○議長（黛 浩之君） 以上で、令和５年度上里町一般会計歳入歳出決算及び上里町特別会計歳入歳出決算並びに上里町水道事業・下水道事業決算についての総括説明及び詳細説明を終わります。

◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後４時１８分散会